

○【差替え前】

- 諮問案件 3 5 公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務関連
(保険年金課 → 税務課)
- 諮問案件 3 6 公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務関連
(保険年金課 → 税務課)
- 諮問案件 3 7 公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務関連
(高齢介護課 → 税務課)

○【差替え後】

- 諮問案件 3 5 公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務関連
(保険年金課 → 税務課)
- 諮問案件 3 6 公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務関連
(保険年金課 → 税務課)
- 諮問案件 3 7 公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務関連

○個人情報取扱事務登録簿 (No.130300-001 国民健康保険料賦課決定事務)

○個人情報取扱事務登録簿 (No.130300-033 後期高齢者医療事務)

○個人情報取扱事務登録簿 (No.130500-015 保険料賦課・徴収事務)

○個人情報取扱事務登録簿 (No.120500-007 町県民税賦課事務)

- 参考資料
- ・前年度に行った同一内容の諮問の答申(写)
 - ・平成21年度公的年金データ取り込み結果
 - ・広報掲載記事
 - ・関連例規
 - ・「個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る事務処理要綱」
 - ・「個人住民税の公的年金からの特別徴収に係るQ & A集」

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

【差替え前】

案件番号	35
------	-----------

個人情報 保有課等	課 等 名	保険年金課
	個人情報取扱事務の名称	国民健康保険料賦課決定事務
	対象となる個人の類型	世帯主 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険の特別徴収対象被保険者である世帯主)
	利用・提供する記録の名称	上記対象者の国民健康保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の一部が改正され、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険の特別徴収対象被保険者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者(社会保険庁等)より中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます)</p> <p>しかしながら、当初の「税額決定通知書」発送段階において、介護保険被保険者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすることにより納税義務者の混乱を最小限にするために、目的外利用について諮問するものです。</p> <p>なお、今回の諮問は昨年(諮問番号30)に対する答申に基づき、平成22年度以降の利用に関して再度の諮問となります。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 本人が通知を受けても、本人に徴収方法を選択する余地がないため</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

【差替え前】

案件番号	36
------	-----------

個人情報 保有課等	課 等 名	保険年金課
	個人情報取扱事務の名称	後期高齢者医療事務
	対象となる個人の類型	後期高齢者医療制度の被保険者 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険の特別徴収対象である者)
	利用・提供する記録の名称	後期高齢者医療保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の一部が改正され、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険の特別徴収対象被保険者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者(社会保険庁等)より中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます)</p> <p>しかしながら、当初の「税額決定通知書」発送段階において、介護保険被保険者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすることにより納税義務者の混乱を最小限にするために、目的外利用について諮問するものです。</p> <p>なお、今回の諮問は昨年(諮問番号30)に対する答申に基づき、平成22年度以降の利用に関して再度の諮問となります。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 本人が通知を受けても、本人に徴収方法を選択する余地がないため</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

【差替え前】

案件番号	37
------	-----------

個人情報 保有課等	課 等 名	高齢介護課
	個人情報取扱事務の名称	保険料賦課・徴収事務
	対象となる個人の類型	保険料賦課・徴収者 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険の特別徴収対象である者)
	利用・提供する記録の名称	介護保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の一部が改正され、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険の特別徴収対象被保険者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者(社会保険庁等)より中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます)</p> <p>しかしながら、当初の「税額決定通知書」発送段階において、介護保険被保険者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすることにより納税義務者の混乱を最小限にするために、目的外利用について諮問するものです。</p> <p>なお、今回の諮問は昨年(諮問番号30)に対する答申に基づき、平成22年度以降の利用に関して再度の諮問となります。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 本人が通知を受けても、本人に徴収方法を選択する余地がないため</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

【差替え後】

案件番号 **35**

個人 情報 保有 課等	課 等 名	保険年金課
	個人情報取扱事務の名称	国民健康保険料賦課決定事務
	対象となる個人の類型	世帯主 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険の特別徴収対象被保険者である世帯主)
	利用・提供する記録の名称	上記対象者の国民健康保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の一部が改正され、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険の特別徴収対象被保険者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者(社会保険庁等)より中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます)</p> <p>しかしながら、当初の「税額決定通知書」発送段階において、介護保険特別徴収対象被保険者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすることにより納税義務者の混乱を最小限にするために、目的外利用について諮問するものです。</p> <p>なお、今回の諮問は昨年(諮問番号30)に対する答申に基づき、平成22年度以降の利用に関して再度の諮問となります。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 税務課が対象者情報を入手(5月25日まで)してから、納税通知書を発送(6月10日前後)するまでが約2週間という短期間であり、その間に当課が該当者に本人通知を行うのは事務処理のうえで物理的に困難であり、また本人に対しても無用な煩わしさを感じさせるため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
(個人情報保護制度運営審議会諮問用)

【差替え後】

案件番号 **36**

個人 情報 保有 課等	課 等 名	保険年金課
	個人情報取扱事務の名称	後期高齢者医療事務
	対象となる個人の類型	後期高齢者医療制度の被保険者 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険の特別徴収対象である者)
	利用・提供する記録の名称	後期高齢者医療保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の一部が改正され、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険の特別徴収対象被保険者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者(社会保険庁等)より中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます)</p> <p>しかしながら、当初の「税額決定通知書」発送段階において、介護保険特別徴収対象被保険者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすることにより納税義務者の混乱を最小限にするために、目的外利用について諮問するものです。</p> <p>なお、今回の諮問は昨年(諮問番号30)に対する答申に基づき、平成22年度以降の利用に関して再度の諮問となります。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 税務課が対象者情報を入手(5月25日まで)してから、納税通知書を発送(6月10日前後)するまでが約2週間という短期間であり、その間に当課が該当者に本人通知を行うのは事務処理のうえで物理的に困難であり、また本人に対しても無用な煩わしさを感じさせるため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

【差替え後】

案件番号 **37**

個人 情報 保有 課等	課 等 名	高齢介護課
	個人情報取扱事務の名称	保険料賦課・徴収事務
	対象となる個人の類型	保険料賦課・徴収者 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険の特別徴収対象である者)
	利用・提供する記録の名称	介護保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の一部が改正され、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険の特別徴収対象被保険者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者(社会保険庁等)より中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます)</p> <p>しかしながら、当初の「税額決定通知書」発送段階において、介護保険特別徴収対象被保険者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすることにより納税義務者の混乱を最小限にするために、目的外利用について諮問するものです。</p> <p>なお、今回の諮問は昨年(諮問番号30)に対する答申に基づき、平成22年度以降の利用に関して再度の諮問となります。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 税務課が対象者情報を入手(5月25日まで)してから、納税通知書を発送(6月10日前後)するまでが約2週間という短期間であり、その間に当課が該当者に本人通知を行うのは事務処理のうえで物理的に困難であり、また本人に対しても無用な煩わしさを感じさせるため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	健康福祉部	登録番号	130300-014
登録年月日	平成12年4月1日	開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
登録主管課等	保険年金課				
所管課等	保険年金課				
個人情報 取扱事務	名	国民健康保険料賦課決定事務			
	概	目	国民健康保険料の賦課決定に関する事務		
	要	根拠法令等			

個人情報記録から検索し得る個人の類型		被保険者の個人情報					
使用する主な 個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	国民健康保険世帯台帳		2	暫定・決定賦課リスト		
	3			4			
	5			6			
個人情報 項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目	
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報を取り扱う目的		賦課決定を正確に行うため					
思想、信条等の 個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取 扱 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条 例 第 6 条		
個人情報の収集先 及び収集の方法		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第5号(審議会の意見18)該当〕 (<input checked="" type="checkbox"/> 本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等) (<input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()				条 例 第 8 条	
個人情報を 利用する範囲		<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)				条 例 第 9 条	
個人情報を提供 する範囲及び 提供する項目名		<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() [項目名]					
電子計算機 処理の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) <input checked="" type="checkbox"/> 無	条 例 第 10 条		
備考							

(継続用紙)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	健康福祉部	登録番号	130300-014
-----	----	----	-------	------	------------

個人情報記録から検索し得る個人の類型		世帯主の個人情報				
使用する主な個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	国民健康保険世帯台帳		2	暫定・決定賦課リスト	
	3			4		
	5			6		
個人情報の項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	■識別番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	■資産状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望
	■氏名	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	■収入状況	<input type="checkbox"/> 相談内容
	■性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 顔写真
	■生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他
	■住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	()
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	()	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 賞罰	()	()
<input type="checkbox"/> 国籍	()	()	<input type="checkbox"/> その他	()	()	
<input type="checkbox"/> 続柄	()	()	()	()	()	
個人情報を取り扱う目的		賦課決定を正確に行うため				
思想、信条等の個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 ■無	取扱根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条例第6条	
個人情報の収集先及び収集の方法		<input type="checkbox"/> 本人 ■本人以外〔根拠：条例第8条第3項第5号(審議会意見18)該当〕 (■本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 ■他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等) (<input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 ())			条例第8条	
個人情報を利用する範囲		■所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)				
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名		<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() 〔項目名〕			条例第9条	
電子計算機処理の有無		■有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) ■無	条例第10条	
備考						

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	健康福祉部	登録番号	130300-033
登録年月日	平成20年4月1日	開始年月日	平成20年4月1日	変更年月日	年 月 日
登録主管課等	保険年金課				
所管課等	保険年金課				
個人情報 取扱事務	名	後期高齢者医療事務			
	概	目的	後期高齢者医療保険事業を実施するため		
	要	根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律		

個人情報記録から検索し得る個人の類型		後期高齢者医療制度の被保険者の個人情報					
使用する主な 個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	住民基本台帳異動情報	2	町民税課税情報			
	3	身体障害者手帳	4	保険料収納情報			
	5	生活保護の異動情報	6	老人保健受給者台帳			
個人情報 項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目	
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報を取り扱う目的		後期高齢者医療事務を実施するため					
思想、信条等の 個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取 扱 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条 例 第 6 条		
個人情報の収集先 及び収集の方法		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第1号()該当〕 (<input checked="" type="checkbox"/> 本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等) (<input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()				条 例 第 8 条	
個人情報を 利用する範囲		<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)				条 例 第 9 条	
個人情報を提供 する範囲及び 提供する項目名		<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input checked="" type="checkbox"/> その他(神奈川県後期高齢者医療広域連合) ----- [項目名] 上記、個人情報の項目名すべて					
電子計算機 処理の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) <input checked="" type="checkbox"/> 無	条 例 第 10 条		
備考							

(継続用紙)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	健康福祉部	登録番号	130300-033
-----	----	----	-------	------	------------

個人情報記録から検索し得る個人の類型		後期高齢者医療制度の被保険者の世帯員				の個人情報	
使用する主な個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	住民基本台帳異動情報		2	町民税課税情報		
	3			4			
	5			6			
個人情報項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目	
	■識別番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望	
	■氏名	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	■収入状況	<input type="checkbox"/> 相談内容	
	■性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 顔写真	
	■生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他	
	■住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	()	
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	()	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 賞罰	()	()	
<input type="checkbox"/> 国籍	()	()	<input type="checkbox"/> その他	()	()		
■続柄	()	()	()	()	()		
個人情報を取り扱う目的	後期高齢者医療制度被保険者の負担区分を判定するため						
思想、信条等の個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 ■無	取 扱 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条 例 第 6 条			
個人情報の収集先及び収集の方法	■本人 ■本人以外〔根拠：条例第8条第3項第1号()該当〕 〔■本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 ■他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等〕 〔 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他()〕 ■文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他()				条 例 第 8 条		
個人情報を利用する範囲	■所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)				条 例 第 9 条		
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 ■他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 ■その他(神奈川県後期高齢者医療広域連合) 〔項目名〕 上記、個人情報の項目名すべて				条 例 第 9 条		
電子計算機処理の有無	■有 <input type="checkbox"/> 無	オン ライ ン 結 合 に よ る 提 供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) ■無	条 例 第 10 条			
備考							

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	健康福祉部	登録番号	130500-015	
登録年月日	平成12年4月1日	開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
登録主管課等	高齢介護課					
所管課等	高齢介護課					
個人情報 取扱事務	名	保険料賦課・徴収事務				
	概	目	保険料賦課・徴収のため			
	要	根拠法令等				

個人情報記録から検索し得る個人の類型		保険料賦課・徴収者の個人情報					
使用する主な 個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	保険料台帳	2 特徴回付情報依頼一覧表				
	3	特徴対象者一覧表	4 調定増減一覧表				
	5	更正決議書	6 徴収簿				
個人情報 項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目	
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (賦課額) (収納状況) () ()	
個人情報を取り扱う目的		保険料賦課・徴収のため					
思想、信条等の 個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取扱 根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条例 第6条		
個人情報の収集先 及び収集の方法		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第2号(本人の同意) 該当〕 (<input checked="" type="checkbox"/> 本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等) (<input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()				条例 第8条	
個人情報を 利用する範囲		<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)				条例 第9条	
個人情報を提供 する範囲及び 提供する項目名		<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() [項目名]					
電子計算機 処理の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例 第10条		
備考							

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	総務部	登録番号	120500-007
登録年月日	平成12年4月1日	開始年月日	平成12年4月1日	変更年月日	年 月 日
登録主管課等	税務課				
所管課等	税務課				
個人情報 取扱事務	名	町県民税賦課事務			
	概	目的	町県民税の賦課		
	要	根拠法令等	地方税法		

個人情報記録から検索し得る個人の類型		申告者の の個人情報				
使用する主な 個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	申告書台帳		2 特別徴収課税台帳		
	3	給与支払報告書（特徴 普徴）		4 公的年金台帳		
	5	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書		6 住民税データベース		
個人情報 項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (課税状況) () () () () ()	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 () () ()
個人情報を取り扱う目的		申告書、給与支払報告書、税務署からの課税資料をもとに適正な町県民税を賦課するため。				
思想、信条等の 個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取 扱 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条 例 第 6 条	
個人情報の収集先 及び収集の方法		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第1号(法令等の規定) 該当〕 (<input type="checkbox"/> 本町の他課 <input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等) (<input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 ()) ■文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()			条 例 第 8 条	
個人情報を 利用する範囲		<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名) ()			条 例 第 9 条	
個人情報を提供 する範囲及び 提供する項目名		<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() [項目名] 氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、収入状況、課税状況			条 例 第 9 条	
電子計算機 処理の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) () <input checked="" type="checkbox"/> 無	条 例 第 10 条	
備考						

(継続用紙)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	登録番号
-----	----	----	------

個人情報記録から検索し得る個人の類型		申告者					の個人情報	
使用する主な個人情報記録 (文書等の名称・件名)		7 介護保険料特別徴収対象額リスト			8 国民健康保険料特別徴収対象額リスト			
		9 後期高齢者医療保険料特別徴収対象額リスト			10			
		11			12			
個人情報項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目		
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (課税状況) ()	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 () () () ()		
個人情報を取り扱う目的		申告書、給与支払報告書、税務署からの課税資料をもとに適正な町県民税を賦課するため。						
思想、信条等の個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取扱い根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small>) <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条例第6条			
個人情報の収集先及び収集の方法		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第 号() 該当〕 <input type="checkbox"/> 本町の他課 <input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他()			条例第8条			
個人情報を利用する範囲		<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名) ()			条例第9条			
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名		<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() 〔項目名〕 氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、収入状況、課税状況			条例第9条			
電子計算機処理の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) () <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例第10条			
備考								



平成21年2月2日

寒川町長 山上貞夫様

寒川町個人情報保護制度運営審議会

会長 藤永 右

町長の所管する個人情報の目的外の利用、提供について（答申）

寒川町個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成20年12月24日付け寒総行第110号で諮問（諮問番号30）のありました標記のことについては、審議の結果、次のとおりとなりましたので答申します。

- (1) 平成21年度に限り、情報の利用を認める。ただし、平成21年度の実施状況（対象者数等）を本審議会に報告し、平成22年度の利用に関しては再諮問すること。
- (2) 情報移管をする前に、目的外利用を行う旨を広報等にて十分に周知すること。

平成21年度 公的年金データ取り込み結果

5月24日(日)受信(※例外受信)

受信件数7,981件(7,979人分、2名重複データ有り)

【内訳】 国家公務員共済連合会(501)=9件
 地方公務員共済組合(594)=8件
 川崎市職員共済組合(598)=1件
 横浜市職員共済組合(599)=2件
 公立学校共済組合(684)=18件
 警察共済組合(685)=1件
 日本私立学校振興・共済事業団(686)=1件
 農林漁業団体職員共済組合(687)=4件
 全国市町村職員共済組合連合会(700)=6件
 社会保険庁(999)=7,931件

突合処理(納税義務者台帳とのマッチング)結果

突合分=7,912件

複数対象=2名(4件)

未設定分=69件

※未設定分に関して、2件は複数対象の1名で同一人物。

もう1名の複数対象者は1件が突合されて、もう1件が未設定分となった。

未設定分の突合処理

突合できた者=1名

転出=50名

期限後に転入=5名

住登先不明=10名

複数対象者の突合=1名(1名はバッチ処理で突合)

複数対象者分未設定=2名

◎ 突合分=7,912人中、公的年金に対する住民税課税者=3,090名

ダブリ人数(複数の公年所得がある人)468名を+すると公年特徴額のある件数はリスト上3,558件になる。(公年資料が複数あるため重複している)

リスト作成前の転出・死亡者は中止処理が行われたため27名は事前に自動削除済み

配当割空除額・株式譲渡所得割空除額がある者(3名)も自動削除済み

★ 3,090名中、介護保険特別徴収の非対象者 117名

住民税が引ききれない者 1名

(参考 高齢基礎年金額187,896円 公的年金等総額3,352,196円 平成21年度町県民税の公的年金分111,300円)

計118名を年金特徴から、手動で中止処理を行う。

なお、バッチによる中止処理では、転出・死亡による2名は自動で中止処理される

◎ 結果→年金特徴者は2,970人(当初発送分)となった。

◎ 当初データ送信時までの中止 Δ19名(死亡・転出等)

◎ 異動 8月中止決定 Δ13名(死亡9名、適用除外3名、特別事情1名)

9月中止決定 Δ8名(死亡6名、転出1名、適用除外1名)

9月処理結果通知(年金保険者より通知) Δ1名(死亡4名(処理済)、失権1名)

10月中止決定 Δ86名(死亡7名、転出2名、適用除外77名)

11月中止決定

12月中止決定

◎ 現在の年金特徴対象者数 2,843名

【※適用除外 → 税額変更・介護特徴非該当、特別事情 → 税額変更による普徴分還付等】



平成二十一年十月から地方税法改正により

公的年金からの個人住民税(町・県民税)の 年金天引き(特別徴収)が始まります

役場や金融機関に足を運ぶ手間が省けることなどから、公的年金に対する個人住民税が今までの納付書や口座振り替えによる普通徴収から、平成二十一年十月より年金からの天引きによる特別徴収へ変更になります。(左図参照)

納税方法が変更(下図参照)になりますので、ご注意ください。

年金天引き(特別徴収)の対象者

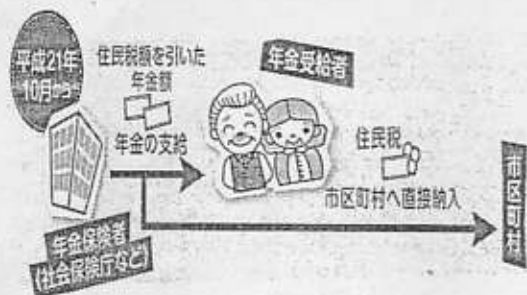
これは、新たに負担が増えるわけではありませんが、

その年度の四月一日現在で、老齢基礎年金等の公的年金の支給を受けている六十五歳以上で、町の介護保険料が年金から天引きさ

れている人

ただし、次に該当する人は対象外です。

- 老齢基礎年金等の年額が十八万円以下の人
- 所得税、介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料を控除した後の老齢基礎年金等の額が個人住民税額よりも少ない人(判定のために税務課が、介護保険料等の特別徴収額を目的外利用します)
- 町外に転出した人



納税方法

今までの年度(平成20年度以前)

徴収方法	納付書や口座振り替え(普通徴収)			
	前半		後半	
年度	6月		8月	
月	6月	8月	10月	12月
税額	年税額の1/4		年税額の1/4	

年金天引き開始年度(平成21年度以降)

徴収方法	納付書や口座振り替え(普通徴収)		年金からの天引き(特別徴収)		
	前半		後半		
年度	6月		8月		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/2		年税額の1/2		
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

年金天引き開始2年度目以降

徴収方法	年金からの天引き(特別徴収)					
	前半			後半		
年度	4月			6月		
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半分と同額			年税額から前半分を差し引いた額		
	上記額の1/3	上記額の1/3	上記額の1/3	上記額の1/3	上記額の1/3	上記額の1/3

なお今回の法改正に伴って、今年度以降は公的年金に対する個人住民税の納税は、給与の特別徴収に合算できなくなりました。したがって、公的年金からの天引きによる特別徴収か、納付書や口座振り替えによる普通徴収のどちらかとなる

公的年金等の所得に対する個人住民税(均等割および所得割) ※公的年金等以外の所得(営業や不動産など)がある場合は、その税額については今までどおり納付書や口座振り替えによる普通徴収となります。

年金天引き(特別徴収)の対象となる税額

年金天引き(特別徴収)する時期と通知方法

平成二十一年十月に支給される公的年金から、年金天引きが始まります。

対象者には六月中旬に発送する普通徴収の納税通知書で、特別徴収する税額をお知らせします。

税務課(74) 1111
1内線 415 町民税担当 FAX (74) 1385

関連例規については省略

(地方税法第296条

地方税法施行令第48条の9の11

地方税法施行規則第9条の7 等を引用)

「個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る事務処理要綱」については、
審議にあがらなかったため省略

個人住民税の公的年金からの 特別徴収に係るQ & A集

第3版

平成21年1月

総務省自治税務局市町村税課

Q6-5 年度途中での税額変更で公的年金からの特別徴収が中止になった場合、普通徴収になった納税者の翌年度の仮特徴税額は、前年7月に通知済みであることから、公的年金からの特別徴収のままでよいか、又は普通徴収になるのか。

A6-5 普通徴収になった時点で特別徴収は中止となり、仮徴収は行われな
い。

Q6-6 A6-2においては「仮特別徴収税額は、前年の6月末に本徴収税額とともに通知しており、当該年度の税額通知の内容に影響されない」と記載がある一方、A6-3においては「特別徴収中止の依頼は、毎月20日までになされる必要があります、8月の仮徴収を中止する場合には、6月20日までに年金保険者に対して中止の依頼を行わなければならない。8月分の仮徴収が行われた場合には、還付によって対応することとなる」と記載がある。

A6-2とA6-3は相反する回答に受け取れるが、どのようなケースを想定しての回答なのか双方の相違について具体的なケースでご教示いただきたい。

A6-6 A6-2については、中止の通知などがなければ、前年の6月に通知したとおりの額で、仮徴収が継続されるとの趣旨。

A6-3については、間に合うのであれば6月20日までに中止の依頼を行うことは可能との趣旨。

<7. 事務運用>

Q7-1 現行の普通徴収と給与からの特別徴収に加え、新たに年金からの特別徴収が新設されることになるが、1納税義務者に対して最大3つのパターンで徴収されることになるのか。

A7-1 今回の地方税法の改正により、公的年金等に係る所得に係る個人住民税については、原則として特別徴収の方法により徴収するとされたところであり、所得の種類によっては最大3つのパターンもあり得る。

Q7-2 所得税・介護保険料及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を控除した後の年金支払額が住民税額より大きいかどうかの判定は年金保険者で行うのか。

A7-2 本人あてに特別徴収税額通知書を発送（6月20日まで）するまでに市町村側において判定して頂くことが望ましい。年金保険者での判定を待つ場合、特別徴収依頼処理結果の通知（9月30日まで）で特別徴収非対象が判明することとなり、3、4期の2期で普通徴収することとなるため、納税者の負担が大きくなってしまう。

（更問）特別徴収依頼を行うにあたって、個人住民税の特別徴収が可能かどうかについて、源泉徴収税額、介護保険料額、国民健康保険・後期高齢者医療保険料額について、前年度実績をもとに推計した金額によって判定することは可能か。

（更問A）可能な限り、厳密な判定を行っていただきたい。

個人住民税の公的年金からの 特別徴収に係るQ & A集

改訂版

平成21年7月

総務省自治税務局市町村税課

① 死亡後に、死亡月までの月に係る年金が支給され、当該年金（いわゆる未支給年金（社会保険庁）又は支払未済年金（共済組合））から特別徴収が行われた場合

… 当該未支給年金又は支払未済年金は、遺族等が自己の名において請求を行う当該遺族等に帰属するものであることから、当該請求を行った遺族等（未支給年金／支払未済年金請求者）へ還付するものである。

② 死亡後、年金保険者に対する死亡届の提出の遅れ等により死亡月の翌月以降の月分に係る年金の支給が行われ、当該年金（いわゆる過払年金）から特別徴収が行われた場合

… 当該過払年金は、特別徴収対象年金所得者に受給権はなく年金保険者に帰属するものであるため、特別徴収した税額について、年金保険者へ還付するものである（公法上の不当利得の返還）。その場合、年金保険者より返納金納入告知書・還付請求書等が送付される。

いずれの場合でも、還付にあたっては、第17条の4第1項第4号の規定に基づき還付加算金を付して還付することになる。

なお、特別徴収対象年金所得者の死亡後に特別徴収されたことによって過誤納となる住民税の具体的な取扱いについては、別途、文書によりお知らせする予定であるため、そちらを参照されたい。

Q7-2 法第321条の7の9第1項において、特別徴収が停止となった場合、残りの特別徴収税額については、徴収されないこととなった日以後において到来する普通徴収の納期において（普通徴収の納期がない場合においては直ちに）普通徴収しなければならないとされている。

例えば9月20日頃までの「特別徴収停止通知（「41」通知）により特別徴収を停止しようとする場合、10月の年金支払日には停止処理が間に合わず10月支払分の年金からの特別徴収が行われてしまうことになるが、この場合でも、普通徴収の納期は、第3期（10月）からとなるのか。第3期からとなる場合、10月支払分の年金からの特別徴収と重複することになるがよいか。

A7-2 法第321条の7の9第1項においては、特別徴収されないこととなった税額は、徴収されないこととなった日以後において到来する納期において普通徴収されることとなっている。

年金保険者は、市町村から特別徴収停止通知（「41」通知）を受けた日以後、特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わないこととさ